
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	公開草案に寄せられたコメントの概要（速報）

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、2019 年 1 月 18 日に、次の公開草案（以下合わせて「本公開草案」という。）を公表した。
 - (1) 企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準（案）」（以下「時価算定会計基準案」という。）
 - (2) 企業会計基準公開草案第 64 号（企業会計基準第 9 号の改正案）「棚卸資産の評価に関する会計基準（案）」
 - (3) 企業会計基準公開草案第 65 号（企業会計基準第 10 号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」
 - (4) 企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「時価算定適用指針案」という。）
 - (5) 企業会計基準適用指針公開草案第 64 号（企業会計基準適用指針第 14 号の改正案）「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」
 - (6) 企業会計基準適用指針公開草案第 65 号（企業会計基準適用指針第 19 号の改正案）「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（以下「金融商品時価開示適用指針案」という。）

本公開草案に対するコメント期間は約 2 か月半であり 2019 年 4 月 5 日に締め切られた。本公開草案に対しては、25 通のコメント・レター（団体等 19 通、個人 6 通、提出者一覧は別紙参照）が寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントの概要（速報）を説明することを目的としている。なお、本公開草案に対するコメント一覧は、参考資料に掲載している。

本公開草案に対するコメントの概要

質問1（開発にあたっての基本的な方針に関する質問）

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

2. 本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に同意するとの意見が聞かれている（JICPA¹、D&IR、トーマツ他）。
3. ただし、次の意見も聞かれている。
 - (1) IFRS 第13号にはない取扱いを定めることにより日本基準とIFRSで異なる結果となる可能性を懸念する（損保協会）。
 - (2) 以下の点が懸念されるため確認されたい（アナリスト協会）。
 - ① 文章が英文直訳調のため、日本語として読み難いだけでなく、内容を誤解させる記述や、相互に矛盾する記述内容が含まれていないか。
 - ② 既存の会計基準でも「時価」という言葉は幅広く使われており、本公開草案における「時価」の定義と不整合な記述や矛盾する記述が見落とされていないか。
 - (3) 現行基準との選択適用を認めるなど柔軟な取扱いとすべきである（第二地銀協）。
 - (4) 非上場企業や協同組織など、企業属性あるいは利害関係者が上場企業等とは異なる企業に対して本基準を適用しない、あるいは、簡便的な取扱いを設定することを要望する（全信金、全信組）。
 - (5) 金融商品に関する会計基準の改正と同時に検討すべきである。仮に本プロジェクトの後で金融商品に関する会計基準を改正する場合には、本プロジェクトの内容について改めて利害関係者から意見を求める必要がある。また、本プロジェクトの範囲を「金融商品の時価の測定」の部分にとどめるべきであり、「開示」については実務的な混乱を避ける観点から、金融商品に関する会計基準を改正する際に検討すべきである（経団連）。

¹ 括弧内はそれぞれの意見の提出者を意味する。略称と団体名との対応関係は別紙参照。

質問 2 (適用範囲に関する質問)

本公開草案の適用範囲に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

4. 本公開草案の適用範囲に同意するとの意見が聞かれている（損保協会他）。また、将来的には適用範囲を金融商品以外に拡大して検討することを要望するものの、当面は本公開草案の適用範囲に限定することに同意するとの意見も聞かれている（アナリスト協会、トーマツ）。
5. ただし、次の資産又は負債について、適用範囲に含めるか否かについて検討の余地があるとの意見も聞かれている。
 - (1) リース取引から生じる債権債務を対象から除外する（JICPA、あずさ）。
 - (2) 賃貸等不動産を対象に含める（D&IR）。

質問 3 (時価の定義に関する質問)

((質問 3-1) 時価の定義に関する質問)

本公開草案では、IFRS 第 13 号を基礎として、時価の定義を算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格とすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

6. 時価の定義に同意するとの意見が聞かれている（JICPA、損保協会、D&IR、日証協、アナリスト協会、トーマツ、あずさ、経団連他）。
7. ただし、「活発な市場」や「観察可能」であるか否かを判断する一般的な基準が示されていないため、定義が不明確であるとの意見も聞かれている（プロネクサス、全信金）。

((質問 3-2) 期末前 1 か月の平均価額に関する定めの削除に関する質問)

本公開草案では、その他有価証券の時価として期末前 1 か月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を用いることができる定めに削除することを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

8. 期末前 1 か月の平均価額に関する定めの削除に同意するとの意見が聞かれている

(JICPA、損保協会、D&IR、日証協、アナリスト協会、トーマツ、全信金、あずさ他)。

9. ただし、次のような意見も聞かれている。
- (1) 期末評価額や減損額の算定に月中平均時価の選択適用の余地を残すべきであり、これまで行われてきた実務を見直すべきではないと考える(生保協会)。
 - (2) 協会内の企業会計研究会内の議論では賛否が分かれており、流動性などの問題で価格が乱高下し算定時点で異常値になっている状況で、算定日の価格を杓子定規に時価とすることには抵抗があるという理由で、積極的に同意できないという声も少なくなかった(アナリスト協会)。
 - (3) 期間損益のボラティリティが増加するなど適用上の課題がある(全信金)。

質問4(時価の算定単位に関する質問)

本公開草案では、時価の算定単位を、それぞれの対象となる資産又は負債に適用される会計処理又は開示によるとしています。一定の要件を満たす場合は、金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定することができることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

10. 時価の算定単位に同意するとの意見が聞かれている(JICPA、損保協会、D&IR、日証協、トーマツ、全信金、あずさ、経団連他)。
11. ただし、グループを単位とした時価の算定について、どのような状況を想定しているのか理解を容易にするために、例を示す又は設例を追加するべきであるとの意見も聞かれている(日証協、プロネクサス、全信金、あずさ他)。

質問5(時価の算定方法に関する質問)

本公開草案における、時価の算定方法に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

12. 時価の算定方法に同意するとの意見が聞かれている(損保協会、D&IR、日証協、アナリスト協会、トーマツ他)。
13. ただし、各レベルのインプットの定義(時価算定会計基準案第11項)、レベルの分類(時価算定会計基準案第12項)について、より明確化すべきであるとの意見が聞かれている(プロネクサス、第二地銀協、地銀協、経団連)。

14. また、第三者から入手した相場価格の利用（時価算定適用指針案第 18 項）について、主に次の意見が聞かれている。
- (1) 第三者から入手した相場価格を時価の算定に用いることを現行基準の取扱いで可能としていただきたい（労金協）。
 - (2) 確認手続の例示（時価算定適用指針案第 42 項）について、
 - ① 例示であることがより明確となるよう、文言を修正すべきである（JICPA、全信金）。
 - ② 確認手続の例示は IFRS 第 13 号や米国会計基準にないものであり、財務諸表を作成する企業に対して、ブローカー等から評価技法の詳細やインプットの具体的な数値の入手が義務付けられているとの誤解を招く可能性があるため、修正又は削除すべきである（損保協会、日証協、全信金、あずさ）。
 - ③ より具体的な方法を分かり易く示すべきである（第二地銀協、地銀協）。
 - ④ 評価技法やインプットの内容を第三者から入手したり検証することが困難な場合の取扱いを例示すべきである（第二地銀協、地銀協、全信金）。
15. さらに、非上場デリバティブ取引における自ら及び相手先の信用リスク（CVA/DVA）について、次のような意見も聞かれている。
- (1) 負債の時価の算定にあたっては負債の不履行リスクの影響を反映するが、当該不履行リスクの変動に伴う負債の時価の変動部分を OCI 計上することを今後の金融商品会計基準の見直しの中で検討することを明示すべきである（日証協）。
 - (2) 非上場デリバティブ取引の時価評価にあたり、「自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映すること（CVA/DVA）が実務上困難な場合には、重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができる」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 293 項）とする取扱いを継続すべきである（第二地銀協、地銀協）。

質問 6（その他の取扱い）

本公開草案における、その他の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。また、その他に我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目として考えられるものがあれば、ご記載ください。

16. その他の取扱いの提案に同意するとの意見が聞かれている (D&IR 他)。
17. ただし、第三者から入手した相場価格の利用の取扱いに関する例外措置 (時価算定適用指針案第 24 項) について主に次の意見が聞かれている。
- (1) 当該措置の対象を金利スワップ及び為替予約取引に限定していることについて、同様の性質を有する金融商品にまで拡大してはどうか、又は結論の背景等に説明が提供されることが望まれる (JICPA、トーマツ、あずさ、投信協)。
 - (2) 当該措置を金融機関以外に限定する提案に同意しない (損保協会)。
 - (3) 金融機関、それ以外の業種を問わず、時価の検証方法は、残高等に応じて重要性の観点から、簡便的なものが認められると理解している。このようなことが否定されないことがわかるような記載とすべきである (生保協会)。
 - (4) 金融機関以外の一般事業法人が、第三者から入手した相場価格について、「公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はない」(時価算定適用指針案第 24 項) に係る判断を行う際に、困難を伴うおそれがある (経団連)。

質問 7 (市場価格のない株式等の取扱い)

本公開草案における、市場価格のない株式等の取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

18. 市場価格のない株式等の取扱いに同意するとの意見が聞かれている (損保協会、D&IR、プロネクサス、アナリスト協会、生保協会他)。
19. ただし、次の意見も聞かれている。
- (1) 市場価格のない株式等の範囲について主に次の意見が聞かれている。
 - ① 一定期間取引されていない上場株式、不動産私募ファンド (不動産を投資対象とする出資等) などが範囲に含まれるかなど、「市場価格のない株式等」の範囲を明確化すべきである (JICPA、第二地銀協、トーマツ、あずさ、新日本、地銀協、経団連他)。
 - ② 不動産私募ファンド (不動産を投資対象とする出資等) などを「市場価格のない株式等」の範囲に含むべきである (農中、全銀協、トーマツ、経団連)。

- (2) 非公開会社が発行する新株予約権や転換社債型新株予約権付社債など市場価格のない株式等（及び不動産価格）が時価の算定におけるインプットとなる金融商品の取扱いについて明確にする必要がある（トーマツ、あずさ他）。
- (3) デリバティブが内包された仕組債など、時価の把握が困難な債券についても取得価格の利用が許容されるよう配慮されるべきである（日証協、第二地銀協）。
- (4) 市場価格のない株式等についても時価の理論値を実務上算出して利用しているケースもあるため、現行の実務を否定しないような記載振りとしていただきたい（日証協）。
- (5) 適用開始時点から一律に時価評価の対象とするのではなく、例えば、時価算定が行えない場合の暫定的な取扱いや、時価算定が可能となるまでの間の経過措置の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要である（全信金）。

質問 8（開示に関する質問）

（質問 8-1）開示項目に関する質問

本公開草案では、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項として上記の(1)から(7)の開示項目の注記を求めることを提案しています。一方で、上記の(8)及び(9)の注記は求めないことを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

20. 開示項目について、同意するとの意見が聞かれている（損保協会、生保協会、トーマツ、あずさ他）。
21. 四半期において、各レベルの時価について、それぞれの合計額を開示する提案に同意する（アナリスト協会）。
22. ただし、開示を行う企業の種別の観点から次の意見が聞かれている。
 - (1) 非金融業者及び非継続開示会社（上場会社の子会社等を含む。）の開示は免除する（日証協、全信金、経団連）、開示項目を削減する（全信組、経団連）、又は、簡便的な取扱いを設定する（労金協、全信組）ことを要望する。
 - (2) 投資信託の財務諸表には適用除外として頂きたい（投信協）。
23. また、開示を求めないと提案した開示項目(8)「レベル1の時価とレベル2の時価との間のすべての振替額及びその振替の理由」及び開示項目(9)「レベル3の時価について観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場

合の影響」について次の意見が聞かれている。

- (1) IFRS と整合的に開示項目(8)の注記を求めるべきである(プロネクサス、他)。
- (2) IFRS と整合的に開示項目(9)そのもの又は同等の有効性がある別の注記を求めるべきである(あずさ他)。
- (3) 開示項目(8)及び開示項目(9)について、重要性がある場合には追加情報として開示することが考えられる旨を結論の背景に記載してはどうか(D&IR)。

24. これらのほか、次の意見が聞かれている。

- (1) 米国会計基準との平仄から、開示項目(6)「企業の評価プロセスの説明」を削除すべきである(日証協)。
- (2) 年度決算においては、評価技法又はその適用の変更の際は「変更の旨及び変更の理由」の注記が求められるのに対し、四半期では影響額の注記も求められると考えられ、不整合が生じるおそれがある(経団連)。
- (3) IFRS 第13号と同様となるよう、以下のような場合についても注記することを求めることが適切である(トーマツ)。

① 上場廃止等により市場価格のない株式となった場合

② 上場に伴い、市場価格のない株式から市場価格がある株式となった場合

- (4) 投資信託の財務諸表において、レベル別残高及びレベル3に係る調整表の開示を適用除外として頂きたい(投信協)。

25. さらに、開示例について、主に次の意見が聞かれている。

- (1) 「製造業(1)」の開示例を削除することに反対である。「製造業(1)」は、重要度の高い金融商品を保有していない企業を念頭においた開示例であると理解しており、本件後も例示するべきである(経団連)。

((質問 8-2) 期首残高から期末残高への調整表に関する質問)

期首残高から期末残高への調整表において、上記の(1)から(4)の増減理由に区別して記載すること、また、上記の(2)については購入、売却、発行及び決済の額の純額で記載することも認める提案をしています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

26. 期首残高から期末残高への調整表の純額表示について、同意するとの意見が聞かれ

ている（JICPA、損保協会、D&IR、日証協、生保協会、トーマツ、全信金、あずさ他）。

27. ただし、それぞれの発生事象の情報を把握することには意義があるため、購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額を純額で記載することは認めるべきではないとの意見も聞かれている（プロネクサス、アナリスト協会他）。

質問 9（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 9-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

28. 適用時期について、主に次の意見が聞かれている。
- (1) 同意する（JICPA、D&IR、トーマツ、あずさ）。
 - (2) 基準の理解、実務の構築、監査法人との協議、社内の態勢整備、システム対応などの準備期間を確保するために、適用時期を延期すべきである（1年後ろ倒しすべきとの意見、基準完成から2年以上先とすべきとの意見等）（損保協会、労金協、生保協会、第二地銀協、全信金、地銀協他）。
 - (3) 現在改訂が検討されている金融商品に関する会計基準の適用時期に合わせるべきである（日証協、経団連）。

（質問 9-2）経過措置に関する質問

本公開草案では、①から⑧の経過措置を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

29. 第三者から入手した相場価格の利用の経過措置（③）について、主に次の意見が聞かれている。
- (1) 当該経過措置の対象商品について、金融商品時価開示適用指針案第 5-2 項の開示を不要とすべきである（JICPA、あずさ他）。
 - (2) 「第三者から入手した相場価格」の利用については、適用上に大きな課題があるため、例えば、要件を満たせない場合の暫定的な取扱いの規定や、態勢準備に係る経過措置期間の設定など、円滑な導入を実現するための手当が必要と考える（全信金）。

30. 投資信託の経過措置(④)について、主に次の意見が聞かれている。

- (1) 便宜的な時価のレベル分類は会計実務上の混乱を生じさせるおそれがあるため、投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまで、時価のレベルの分類及び開示は延期すべきである(JICPA、生保協会、あずさ、新日本他)。
- (2) IFRS 第13号を適用した場合と異なる結果となる可能性があり、国際的な会計基準との整合性を図るという取組みの趣旨に反するため、投資信託に関する便宜的な分類を削除し、企業の判断に任せるべきである(損保協会、農中)。
- (3) 便宜的な時価のレベルの分類を定めるに当たって、「信託約款又は規約の定めにより算定日において基準価格で無条件に解約可能な投資信託」(時価算定適用指針案第27項(2))に関する取扱いなどについて修正すべきである(農中、全銀協、生保協会、トーマツ、あずさ他)。例えば、「無条件に解約可能」を、「原則として解約可能」に修正してはどうか(農中、全銀協)。
- (4) 「当該投資信託の設定取引又は解約取引が活発か否かに応じてレベル1の時価又はレベル2の時価に分類する」(時価算定適用指針案第27項(2))とされているが、設定取引又は解約取引が活発かどうかは所有者の立場では把握できない情報であり実現可能性が乏しい(JICPA、生保協会、トーマツ)。
- (5) 投資信託のように投資家が拠出した金銭を運用する商品は、合同運用指定金銭信託、投資事業有限責任組合向けの出資、その他の様々なファンド商品など多岐にわたるため、当経過措置の対象となる「投資信託」の範囲を明確にすべきである(JICPA、トーマツ、あずさ)。
- (6) 投資信託について、米国会計基準(Topic 820)の実務上の便法の取り扱いを取り込み、純資産価額(NAV)を使用して時価評価を行った投資についてはレベル分類の対象外とすることを提案する(農中)。

31. 適用初年度の会計処理の経過措置(①、②、⑦)について、次の意見が聞かれている。

- (1) ①、②、⑦について、会計方針の変更又は会計上の見積りの変更に従う取扱いが混在し複雑化しているため、明確に整理した説明を提供することが望まれる(JICPA、あずさ)。
- (2) ②について、他の国際的な会計基準と同様に将来に向かってのみ適用する方が好ましい(日証協)。

質問 10（設例に関する質問）

本公開草案における IFRS 第 13 号の設例を基礎とした設例の提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

また、その他に我が国に特有な取引等について、設例として追加することが、より整合性のある適用につながると考えられるものがありましたら、ご記載ください。

32. 設例について、主に次の意見が聞かれている。

- (1) 時価算定会計基準案第 33 項の「グループを単位として算定した時価の調整をグループ内の個々の金融資産及び金融負債の時価に配分する場合」の設例を示していただきたい（日証協他）。
- (2) 各設例の前提条件等の情報を具体化すべき。加えて、特に多額の金融商品を保有する金融機関向けにより多くの設例を記載すべきである（第二地銀協）。
- (3) 設例 8 については、「考慮する」方法のロジックの妥当性が明確に説明しづらいことなどから、日本基準への取り込みを見送ることが適切である（あずさ）。

質問 11（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

33. その他の意見として多様な意見が聞かれている。主な意見は次の通りである。なお、本質問に対する回答として寄せられた意見であっても、関連する他の質問に対する意見は、当該箇所に記載している。

- (1) 時価算定会計基準案による企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の修正案について、「被取得企業から受け入れた識別可能資産及び負債の企業結合日の時価を基礎とした正味の評価額」を用いる際の「企業結合会計上の測定値として妥当と認められる時価純資産が算定されている場合」という条件がどのような場合が該当するのか明確化が望まれる（JICPA、トーマツ）。
- (2) 重要性の原則が全般的に適用されるべきであり、特にケースを限定して簡便な取扱いを認める場合には、重要性の原則の適用を妨げるものではないことを明示すべきである（生命保険協会）。
- (3) 投資家に対して、レベル 3 の資産について、流動性が低い、あるいは資産の内容が不透明等の誤った認識を与えないよう、事前の十分な周知等を行ってほしい（地銀協）。

以上

(別紙) コメント提出者一覧

[団体等]

	団体名	略称
CL1	日本公認会計士協会	JICPA
CL2	一般社団法人 日本損害保険協会	損保協会
CL3	農林中央金庫	農中
CL4	一般社団法人 全国銀行協会	全銀協
CL5	一般社団法人 全国労働金庫協会	労金協
CL6	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所	D&IR
CL7	日本証券業協会	日証協
CL8	株式会社プロネクサス プロネクサス総合研究所	プロネクサス
CL9	公益社団法人 日本証券アナリスト協会	アナリスト協会
CL10	一般社団法人 生命保険協会	生保協会
CL11	一般社団法人 第二地方銀行協会	第二地銀協
CL12	有限責任監査法人トーマツ	トーマツ
CL13	一般社団法人 全国信用金庫協会	全信金
CL14	有限責任あずさ監査法人	あずさ
CL15	新日本有限責任監査法人	新日本
CL16	一般社団法人 投資信託協会	投信協
CL17	一般社団法人 全国地方銀行協会	地銀協
CL18	一般社団法人 全国信用組合中央協会	全信組
CL19	一般社団法人 日本経済団体連合会	経団連

[個人(敬称略)]

	氏名・所属等(記載のあるもののみ)	
CL20	山下 忠康	南山大学 経営学部
CL21	武下 博紀	日鉄ソリューションズ株式会社
CL22	花田 重典	公認会計士
CL23	田淵 隆明	公認システム監査人 IFRS・連結会計・公共政策コン サルタント
CL24	服部 隆	CMA、CIIA
CL25	小川 和彦	公認会計士